

令和4年2月3日

各施設長様

大阪市こども青少年局保育施策部  
指導担当課長

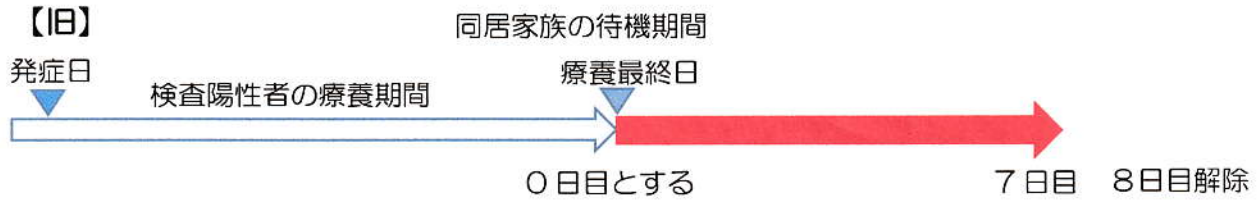
濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いの変更について

各保育施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応等にご多大のご苦勞をいただいているところであり、厚くお礼申し上げます。

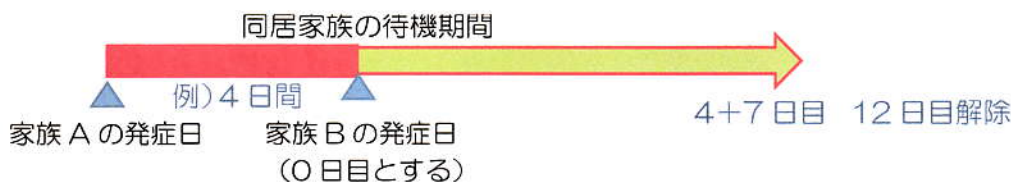
さて、標題につきまして、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された対応について」が令和4年2月2日付けで一部改正されました。変更部分を次のとおりまとめましたので、ご確認ください。

記

濃厚接触者である同居家族等の待機期間について



(途中で別の同居家族(B)が発症した場合)



<添付資料>

(別紙) 厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された対応について」

(令和4年2月2日付けで一部改正) 変更部分抜粋